

全国牛削蹄競技大会 諸規程集

全国牛削蹄競技大会規則

全国牛削蹄競技大会競技規程

全国牛削蹄競技大会審査規程

令和7年5月1日



公益社団法人日本装削蹄協会

全国牛削蹄競技大会規則

第1章 総 則

第1条 全国牛削蹄競技大会（以下「大会」という。）は、牛削蹄技術の向上を図り、牛の能力の増進に資することを目的とする。

第2条 大会は、日本装削蹄協会（以下「本会」という。）が主催し、農林水産祭参加行事として実施する。

第3条 大会は、牛削蹄競技大会防疫対策要領を遵守しながら本会会長が指定した場所において行う。

第2章 選 手

第4条 大会に出場する選手は、認定牛削蹄師に限るものとし、原則として、本会の正会員である地方会（以下「地方会」という。）の構成員であって、ブロック予選競技大会において優秀な成績をおさめて地方会会长またはこれに準ずる者に推薦された者とする。

- 2 出場する選手数は24名以内とし、推薦された者がこれを超えるときは、本会会長が調整し決定する。
- 3 出場の決定を受けた選手は、大会参加費として、別に定める金額をすみやかに本会会長に納入するものとする。
- 4 各地区からの出場選手数は、別にこれを定める。

第5条 地方会会长またはこれに準ずる者は、別記様式の大会出場選手推薦名簿を、9月末日までに本会会長に提出する。

第3章 競 技

第6条 競技は、牛削蹄および牛削蹄判断の2競技について行い、その細部は大会競技規程にこれを定める。

第4章 審査および褒賞

第7条 審査委員長は、学識経験のある者から適任者を選任し、審査副委員長および審査委員は、大会の優勝経験者から本会会長が別に定める方法により選任して、本会会長が委嘱する。なお、大会当日、審査委員に欠員が生じた場合、本会委嘱の競技委員の内から大会会長が任命することができる。

第8条 審査に関する細部の事項は、大会審査規程にこれを定める。

第9条 審査の結果、総合成績の上位3名に対し、本会会長から、褒状および褒賞を授与し、

最優秀者には農林水産大臣賞、優秀者には生産局長賞を授与する。

2 種目別に、その最優秀者に対しては、本会会長から、褒状および褒賞を授与する。

第10条 審査、褒賞に対しては、異議を申し立てるることはできない。

第11条 褒賞を受けた者について、爾後に、不正行為または錯誤を発見したときは、本会会長は、褒賞を取り消すことができる。

第5章 組織

第12条 大会に次の役員を置く。

- (1) 大会会長 1名
- (2) 大会副会長 1名
- (3) 総務委員 委員長および副委員長各1名
委員若干名
- (4) 競技委員 委員長および副委員長各1名
委員若干名
- (5) 審査委員 委員長および副委員長各1名
委員2名

2 前項の各委員の事務を補佐するため、大会職員として委員助手および事務員各若干名を置くことができる。

第13条 大会会長は、大会業務を掌握する。

2 大会副会長は、大会会長を補佐し、大会会長に事故があるときは、これを代行する。
3 各委員長は、所掌の業務を掌握する。

第14条 総務委員は、大会の開催準備、会場の運営、経理事務の実施、大会行事の運営、会場の秩序維持その他の庶務に従事する。

第15条 競技委員は、競技の準備、競技場の管理および競技の進行を大会競技規程に従って処理する。

第16条 審査委員は、審査業務を大会審査規程に従って処理する。

第17条 大会会長は、本会会長がこれに当たる。

2 大会副会長は、本会会長が委嘱する。
3 各委員長及び委員は、本会会長が任命または委嘱する。
4 大会職員は、本会会長が命ずる。

第18条 大会に、顧問および参与を置くことができる。

2 前項の顧問および参与は、本会会長が委嘱する。

第6章 経 費

第19条 大会の開催に要する経費は、選手の出場に要する経費および防疫対策に要する経費の一部を除き、本会が負担する。

第7章 観 覧

第20条 競技は、指定した場所において観覧に供する。

第21条 観覧中秩序を乱すおそれがあると認められる者については、観覧を拒絶することができる。

第22条 観覧者は、競技の進行を妨害しまたは帮助してはならない。

第23条 観覧者は、会場内に畜類を引き入れ、または牛の恐怖する品物を携行してはならない。

第8章 その他

第24条 出場選手に不正もしくは品位を欠く行為があったときは、競技への参加停止を命じ、選手資格を取り消すことができる。

第25条 大会の会務執行上必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄 (中 略)

附 則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

別記様式 省略

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

全国牛削蹄競技大会競技規程

第1条 競技の種目は、牛削蹄競技および牛削蹄判断競技各1種目の2種目とする。

第2条 選手番号は抽選により決定する。

第3条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。

- (1) 競技は、実牛1頭を単独保定で削蹄する。肢の保定器具および枠場の使用は認めない。安全上の理由で選手がロープの使用を競技委員に申告し、競技委員長が特に認めた場合はその限りではない。
- (2) 削蹄用牛の配当は選手番号による。
- (3) 削蹄器具は、各自携行したものを使用する。ただし、電動または油圧器具の使用は禁止する。
- (4) 規定時間は40分とする。競技開始と終了は、競技委員が合図する。それ以外の時間は、一切の競技行為を行ってはならない。
- (5) 競技牛に蹄病があるときは、選手は、競技開始前より競技終了までに、当該牛の蹄病に対する削蹄処置の要点をまとめ、大会会長が交付する所定の用紙に筆記して提出することができる。
- (6) 削蹄競技中の競技牛に疾病または外傷等の異常を認めたとき、もしくは選手が削蹄を失宜したときは、競技委員は速やかに当該牛を担当する選手に対して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなければならない。
- (7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。
- (8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。

第4条 牛削蹄判断競技種目の細部については、次のとおり定める。

- (1) 牛削蹄判断競技の筆答試問では、牛体や削蹄に関する専門用語を漢字で解答させる。削蹄判断については判断用牛1頭について、選手が当該牛の肢蹄の形態的特性、歩様及び削蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。
- (2) 規定時間は筆答試問10分、削蹄判断30分とし、計40分とする。競技の開始と終了は競技委員が合図する。

第5条 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において前2条の規定のほか、競技の細部に関し必要な事項を指示する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則 抄

(中 略)

附則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この改正は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年11月1日から施行し、令和3年度限りの時限的なものとする。

附則

この規程は、令和3年度限りの時限的な取り扱いを解除し、令和4年4月1日より平成30年6月1日施行のものに復すものとする。

附則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

全国牛削蹄競技大会審査規程

第1条 審査は、牛削蹄競技および牛削蹄判断競技の2種目について行う。

第2条 牛削蹄競技種目は、競技牛の4肢について審査する。

2 前項の審査は、担当審査委員2名がそれぞれ、右または左の同側前後肢を分担して行う。

3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に200点を満点として行ない、2名の審査委員の平均点から第6条の(1)に定める減点数を差し引いた点数を得点とする。

内外蹄のバランス	20点×2肢	40点
蹄の形状	10点×4蹄	40点
蹄負面の処理	10点×4蹄	40点
土踏まずの処理	10点×4蹄	40点
<u>蹄負縁の処理</u>	10点×2肢	20点
削切量	10点×2肢	20点

計200点

第3条 牛削蹄判断競技種目は、筆答試問では適正な漢字で解答ができているものを正答とし、正答数に1点を乗じた点数の合計点で判定する。一方、削蹄判断では判断用牛1頭について次の(1)から(2)の基準に基づき採点し、その合計点数から第6条の(2)に定める減点数を差し引いた点数を得点とする。

(1) マーク記入による解答項目

歩様、肢勢、趾軸、蹄形、拳肢検査、疾病損傷、削蹄部位、削蹄処置については、正答数に2点を乗じた点数の合計点で判定する。

(2) 記載による解答項目

蹄形については、固有蹄形名称（過長蹄・変形蹄）があった場合には、該当する蹄形名称を1肢につき1つ記載し、正答数に2点を乗じた点数とする。

第4条 総合成績の序列は、牛削蹄判断競技種目の上位6割の選手を対象に、牛削蹄競技種目の得点で決定する。なお、牛削蹄判断競技種目の上位6割の選手で、同点の場合は、同点の者全て含むこととする。

また、総合成績で同点の場合は、牛削蹄判断競技種目の得点が高い者を上位とし、これによって決定しない場合は、審査委員の協議による。

第5条 種目別成績の序列は、同点の場合、同列とする。

第6条 減点または失格の基準は、次のとおりとする。

(1) 牛削蹄競技種目

ア 過剰等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて減点を行う。

さらに、動物福祉上問題となる行為が認められた場合は、審査委員協議のうえ牛削蹄競技種目を失格とする場合がある。

(2) 牛削蹄判断競技種目

ア マーク記入による解答項目

「歩様、肢勢、趾軸、蹄形、拳肢検査、疾病損傷、削蹄部位、削蹄処置」について
は、誤答1個につき1点を減点する。

イ 記載による解答項目

固有蹄形名称の誤答については減点としない。

ウ 他の選手の答案を盗用したときは、牛削蹄判断競技種目を失格とする。

(3) すべての競技種目において、観覧者の帮助を受けた選手は、その程度に応じてその競
技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技種目を失格とする。

第7条 この規程に定めるもののほか、全国牛削蹄競技大会の審査に関し必要があるときは、
審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中 略)

附 則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行し、令和3年度限りの時限的なものとする。

附 則

この規程は、令和3年度限りの時限的な取り扱いを解除し、令和4年4月1日より平成
30年6月1日施行のものに復するものとする。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年5月1日から施行する。